

目 次

津市告示

放置自転車の撤去及び保管

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

保育施設利用者負担額等収納事務の一部委託

津市公告

負傷動物の収容

犬の抑留

差押財産の公売

平成28年10月分津市農用地利用集積計画の決定

道路位置廃止

犬の抑留

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市選挙管理委員会告示

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

選挙人名簿の抄本の閲覧状況

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 2 0 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 1 1 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 8 年 1 0 月 3 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 3 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成 2 8 年 1 0 月 3 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 3 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 1 0 月 6 日
大門地内	1	平成 2 8 年 1 0 月 6 日
垂水地内	1	平成 2 8 年 1 0 月 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日
津興地内	1	平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 1 4 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 1 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 1 9 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日

津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成28年10月27日
アスト公共自転車等駐車場	31	平成28年10月27日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成28年10月28日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成28年10月28日
白塚駅前公共自転車等駐車場	27	平成28年10月28日
津駅周辺公共自転車等駐車場	1	平成28年10月31日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059 - 222 - 6307

津市告示第 2 0 3 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 2 2 2 4 9 5	平成 2 8 年 1 0 月 1 日	平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日
9 2 4 6 8 8 3	平成 2 8 年 1 0 月 1 日	平成 2 8 年 1 0 月 2 5 日
9 2 4 7 2 4 5	平成 2 8 年 1 0 月 1 日	平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日

津市告示第 2 0 4 号

下記の者の平成 2 8 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 1 3 年法律第 6 0 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○

津市告示第 2 0 5 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）附則第 6 条第 5 項の規定に基づき利用者負担額等収納事務の一部を委託したので、子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）附則第 8 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 収納する利用者負担額等

津市保育施設利用者負担額等

2 委託先

別表のとおり

3 委託期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

別表

法人の名称	施設の名称	施設の所在地
社会福祉法人白蓮福祉会	白塚愛児園	津市白塚町 5 3 3 4 番地
社会福祉法人高田福祉事業協会	高田保育園	津市一身田町 2 8 0 番地
社会福祉法人白蓮福祉会	津愛児園	津市桜橋三丁目 4 5 番地 1
社会福祉法人カトリック三重カリタス会	津カトリック保育園	津市西丸之内 1 8 番 2 1 号
社会福祉法人清泉福祉会	清泉愛育園	津市南丸之内 8 番 6 1 号
社会福祉法人ライト	さつき保育園	津市新町一丁目 8 番 1 3 号
社会福祉法人諦聴会	三重保育院	津市柳山津興 3 3 1 0 番地
社会福祉法人諦聴会	三重保育院乳児保育所	津市柳山津興 3 3 1 0 番地
社会福祉法人ぼだいじ福祉会	ぼだいじ保育園	津市南中央 1 0 番 1 8 号
社会福祉法人鈴の木会	片田保育園	津市片田志袋町 3 8 4 番地
社会福祉法人桃郷福祉会	つ保育園	津市藤方 2 6 7 0 番地
社会福祉法人泉福祉会	泉ヶ丘保育園	津市野田 2 1 番地 8 1 7
社会福祉法人津栄社会福祉事業協会	大里保育園	津市大里睦合町 6 0 9 番地 1
社会福祉法人若草福祉会	公園西保育園	津市長岡町 9 番地 3
社会福祉法人洗心福祉会	豊野保育園	津市一身田豊野 1 9 7 9 番地 1
社会福祉法人島井福祉会	ひかり保育園	津市半田 1 4 4 2 番地 1

社会福祉法人藤水福祉会	藤水保育園	津市藤方 1 5 3 1 番地
社会福祉法人三重清暉会	志登茂保育園	津市一身田平野 3 6 1 番地 1
社会福祉法人上浜福祉会	上浜保育園	津市上浜町五丁目 1 5 0 番地
社会福祉法人洗心福祉会	はなこま保育園	津市高茶屋小森町 4 1 5 9 番地
社会福祉法人藤水福祉会	風の子藤水保育園	津市雲出島貫町 1 7 3 5 番地 5
社会福祉法人すぎのこ福祉会	すぎのこ保育園	津市久居中町 3 3 6 番 地 4
社会福祉法人自由学苑福祉会	久居保育園	津市久居西鷹跡町 3 6 5 番地 1 1
社会福祉法人豊津児童福祉会	ゆたか保育園	津市河芸町中別保 1 6 5 6 番地
社会福祉法人影重社会福祉事業協会	さくら保育園	津市河芸町影重 1 1 4 0 番地 1
社会福祉法人ライト	美里さつき保育園	津市美里町五百野 1 6 1 7 番地 1
社会福祉法人洗心福祉会	第二はなこま保育園	津市高茶屋小森上野町 7 7 8 番地
社会福祉法人藤水福祉会	風の丘藤水保育園	津市戸木町 4 6 0 7 番 地
社会福祉法人自由学苑福祉会	大川乳幼児保育園	津市大谷町 2 4 0 番地

津市公告第 1 6 1 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

平成 2 8 年 1 1 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収容日 平成 2 8 年 1 0 月 3 0 日
- 2 収容期間 平成 2 8 年 1 1 月 7 日まで

収容した場所	動物種 及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市安濃町田端 上野	猫（雑種）	グレー	雄	中	9 1 日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 1 6 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 8 年 1 1 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日
- 2 抑留期間 平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市芸濃町棕本	雑種	白茶	雄	中	9 1 日以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 6 3 号

下記のとおり差押財産の公売を行いますので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 3 1 条第 6 項の規定において、その例によることとされている
国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 9 5 条及び第 9 9 条の規定に基づ
き公告します。

平成 2 8 年 1 1 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 日 時	公売参加申込期間	平成28年11月8日 13時00分 から 平成28年11月21日 23時00分まで		
	入 札 期 間	平成28年11月29日 13時00分 から 平成28年12月1日 23時00分まで		
公 売 の 場 所		ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上		
公 売 の 方 法		期間競り売り（別紙に記載する売却区分ごとに売却する。）		
最高価申込者の決定の日時		平成28 年12月2日	10時00分	最 高 価 申 込 者 の 決 定 の 場 所 津市役所政策財務部収税課
売 却 決 定 の 日 時		平成28 年12月9日	10時00分	売 却 決 定 の 場 所 津市役所政策財務部収税課
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限		平成28 年12月9日	14時30分	
公 売 保 証 金 の 納 付 の 期 限		平成28 年11月21日	23時00分	
公 売 保 証 金		別紙のとおり		見 積 価 額 別紙のとおり
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。		
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		差押財産を換価される滞納者（その依頼人を含む）及び税務職員並びに国税徴収法第108条第1項各号に該当する者は、買受人となる資格がありません。		
公 売 財 産 の 表 示		別紙のとおり		
そ の 他 の 事 項		「津市インターネット公売ガイドライン」（津市役所政策財務部収税課備付）のとおり		

（注）公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額又は買受申込価額をもって行います。

公 売 財 産 の 表 示 、 公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額

売却区分 番 号	名 称 、 数 量 、 性 質 及 び 所 在 公 売 財 産 上 の 賃 借 権 等 の 権 利 の 内 容	公売保証金	見積価額	その他 事 項
TN28-04	別紙「公売財産概要書」のとおり			

公売財産概要書

公告番号	TN28-04
品名	H18年式デミオ エアロアクティブ 52, 538km 車検切れ
数量	1
登録事項等証明書 の記載内容	自動車登録番号 三重 532 * * * * * 登録年月日 平成18年5月30日 初度登録年月 平成18年5月 自動車の種別 小型 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 ステーションワゴン 車名 マツダ 型式 DBA-DY3W 乗車定員 5人 車両重量 1090kg 車両総重量 1365kg 車台番号 DY3W-457532 原動機の型式 ZJ 長さ 393cm 幅 168cm 高さ 153cm 総排気量 1. 34リットル 燃料の種類 ガソリン 前前軸重 680kg 後後軸重 410kg 自動車検査証有効期限 平成27年6月19日 型式指定番号 - 類別区分番号 -

特記事項	■ミッション AT ■ハンドル 右ハンドル ■車体の色 黒 ■走行距離 52, 538km(車内メーターによる確認) ■引渡時保管場所 津市役所 芸濃総合支所 (三重県津市芸濃町棕本6141-1) ■引き渡し条件 車両及び装備は、代金納付時の現況有姿により引き渡します。 ■瑕疵担保責任 執行機関は瑕疵担保責任を負いません。 ■輸送および諸費用 執行機関は車両の輸送などを行いません。 必要な場合は買受人が手配してください。 移転手続きに必要な費用は買受人負担となります。 ■返品交換 いかなる場合があっても、引き渡した財産の返品交換はできません。 ■証書類 自動車検査証(有効期限切れ) 自賠責証明書(有効期限切れ) リサイクル券あり 車両取扱説明書あり ■鍵 1本(キーレスエントリー未確認) ■車両等の状況 ◆ドアロック、ライト、ウインカー、ブレーキランプ等動作確認済み ◆ドアミラー 動作確認済み ◆AM/FMラジオ 動作未確認 ◆オーディオ 動作未確認 ◆アルミホイール 純正 ◆タイヤ TOYO TRANPATH R27 溝少ない ◆電動ウィンドウ 開くがAUTOは作動しない(運転席) ◆バッテリー上がり ◆リヤバンパー 小さい凹みあり ◆ボンネット 塗装はがれあり ◆車体全体 経年劣化によるキズ、錆等あり ■注意事項 自動車検査有効期限切れのため、所有権移転登録と同時に一時抹消登録することになります。使用される場合は、買受人が自ら新規検査及び新規登録の手続きを行う必要があります。また、記載事項は、正確な内容を保証するためのものではなく、全ての車両状況を確認しているものではありません。
見積価額	30, 000円
公売保証金	3, 000円

津市公告第 1 6 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 1 6 5 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の廃止を承認しましたので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 9 号）第 1 3 条第 4 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 廃止に係る道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号

2 廃止の年月日

平成 2 8 年 1 1 月 8 日

3 廃止する道路の位置

津市高茶屋小森町字水合 3 4 6 番 3 の一部、法定外道路の一部、法定外水路の一部

4 廃止する道路の延長及び幅員

(1) 延長

7 . 3 メートル

(2) 幅員

4 . 0 メートル

津市公告第 1 6 6 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日
- 2 抑留期間 平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市戸木町	雑種	白	雌	小	9 1 日以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市上下水道事業告示第 3 6 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 1 月 7 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
創和建設株式会社	松阪市西町 2 8 3 番地 1	平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日

津市上下水道事業告示第 3 7 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 1 月 7 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
中部住建株式会社	伊賀市山出 1 9 6 0 番地 1	平成 2 8 年 1 1 月 1 日から 平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

津市上下水道事業告示第 3 8 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
中部住建株式会社	伊賀市山出 1 9 6 0 番地 1	平成 2 8 年 1 0 月 1 9 日

津市選挙管理委員会告示第 8 6 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 2 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第 2 3 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 1 月 8 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市本庁舎 8 階
津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第 8 7 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 6 第 1 項の規定により
在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月
日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第 3 0 条の 7 第 2
項の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 1 月 8 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市本庁舎 8 階
津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第 88 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定により、
選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、次のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 8 日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

- 1 閲覧状況の期間 平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 2 閲覧状況 別添のとおり

選挙人名簿の抄本の閲覧状況

平成28年10月31日現在

申出者の氏名	主たる事務所の所在地	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧年月日
株式会社 スクエア三重事業所 所長 鶴巻 久美子	三重県津市島崎町137-48	三重県健康福祉部 子育て支援課	「里親に関する県民意識調査」アンケート依頼者を抽出のため	全域より458件	平成27年12月8日
株式会社 名豊 代表取締役 中野 宏昭	愛知県名古屋市中区松原二丁目 二番33号	三重県環境生活部 交通安全・消費生活課	「犯罪から県民を守るアクションプログラム(仮称)」の策定について、県民の防犯に対する意識や安全で安心なまちづくり等に対する意識を明らかにするための基礎資料とするため	全域より420件	平成28年1月19日
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局統計調査部 消費統計課	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	第18・21・37投票区より50件 第56投票区より50件	平成28年2月2日
宇都 隆史	東京都新宿区市谷本村町3-20		後援者名簿の作成のため	第70・71・86投票区より452件	平成28年5月13日
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局統計調査部 消費統計課	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	藤方より50件 芸濃町多門、芸濃町北神山より50件 垂水、南が丘2丁目より50件	平成28年5月16日
竹田 治	津市高茶屋小森町2039-2		選挙運動通常ハガキの宛名を確認するため	第24・25・26・27投票区より312件	平成28年6月7日
竹田 治	津市高茶屋小森町2039-2		選挙運動通常ハガキの宛名を確認するため	第68・69・71・72・73・74・78投票区より343件	平成28年6月17日
日本共産党中部地区委員会 委員長 竹下 昌広	津市乙部69		選挙運動通常ハガキの宛名を確認するため	第15・19・20・35・36投票区より918件	平成28年6月20日
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	公益財団法人 明るい選挙推進協会	世論調査「第24回参議院議員通常選挙に関する意識調査」対象者名簿作成のため	第29投票区より16件	平成28年8月10日
一般社団法人共同通信社 社長 福山 正喜	東京都港区東新橋1丁目7番1号		日本世論調査会 面接世論調査の対象者抽出のため	第13・21・25・31・38・70投票区より72件	平成28年9月6日

申出者の氏名	主たる事務所の所在地	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧年月日
株式会社 スクエア三重事業所 所長 鶴巻 久美子	三重県津市島崎町137-48	三重県防災対策部 防災企画・地域支援課	「防災に関する県民意識調査」アンケート依頼者を抽出するため	全域より739件	平成28年9月13日 ～14日

※ 平成27年11月1日以降の閲覧について記載

津市選挙管理委員会告示第 89 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 12 において準用する同法第 28 条の 4 第 7 項の規定により、在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、次のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 8 日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

- | | | |
|---|---------|---------------------------------------|
| 1 | 閲覧状況の期間 | 平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで |
| 2 | 閲覧状況 | なし |